破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２号
青森県八戸市桜ヶ丘２丁目２番２号　フローレンスエマーユ102号
債務者　上脇　　徹
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
青森県八戸市沼舘１丁目２番４号　佐々木修二方、住民票上の住所青森県三戸郡階上町大字道仏字榊42番地
債務者　榊　　よし
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
青森県三戸郡階上町大字金山沢字金山沢32番地
債務者　堰合美智子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
青森県八戸市小中野３丁目25番７号　明倫寮、前住所青森県八戸市大字尻内町字張田48番地１　大嶌良助方
債務者　佐々木幸男
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２０年（フ）第１４８号
山形県山形市西田５丁目13番20号　フローラルヒルズコーフィア101号、前住所山形県米沢市大字口田沢706番地の３
債務者　佐藤　　学
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１７６号
山形県米沢市大町１丁目４番24号
債務者　横澤　典子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２１３号
山形県東置賜郡高畠町大字入生田2068番地の１　シニアサロン竹とんぼ
債務者　神保　正子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２１７号
山形県米沢市春日５丁目２番43号　県営春日アパート335号
債務者　栗原　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第５号
山形県南陽市若狭郷屋749番地
債務者　岡村　慎吾
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第６号
山形県南陽市若狭郷屋749番地
債務者　岡村　直人
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第７号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠697番地
債務者　星　　和江
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１４号
山形県南陽市漆山1589番地の２
債務者　海谷　宏樹
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１５号
山形県長井市横町８番20号　コーポラスM弐番舘203号
債務者　佐藤　隼人
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１６号
山形県長井市勧進代1068番地
債務者　佐藤百合子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１７号
山形県米沢市大字口田沢3216番地の24
債務者　加藤　　優
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１９号
山形県米沢市大町５丁目２番26号
債務者　佐原　秀幸
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１０１号
さいたま市南区大字太田窪2000番地51　セイワハイツ101号
債務者　星野　秋子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係